

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	クリーニング業法施行条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 69 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課		
条 例 の 概 要	クリーニング業法第 3 条第 3 項第 6 号の規定に基づき、営業者がクリーニング所において講ずべき必要な措置を定めるとともに、クリーニング所の検査等に係る手数料を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	この条例は、クリーニング業法に基づき、営業者がクリーニング所について構ずべき衛生上の措置について必要な事項を定めているものであり、また、クリーニング所の検査等に必要な手数料の徴収について定めるものであることから、必要な条例である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県所管域の施設数 平成 20 年度 1,725 施設 平成 19 年度 1,779 施設 平成 18 年度 1,875 施設 平成 17 年度 1,963 施設 平成 16 年度 2,131 施設
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>本条例でクリーニング所における必要な措置として定める事項は、クリーニング所における衛生水準を確保する上で有効に機能している。</p> <p>また、手数料の額は、人件費等を考慮して算定しており、適正なものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料収入 平成 20 年度 1,222,600 円 平成 19 年度 1,049,900 円 平成 18 年度 1,710,800 円
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例でクリーニング所における必要な措置として定める事項は、公衆衛生上必要なものに限られており、効率的である。</p> <p>また、手数料の金額及び算定方法は明確であり、効率的である。</p>	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、公衆衛生の確保に資するものであり、県民生活の安全・安心を掲げた「神奈川力構想」の施策の方向性に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、クリーニング業法の規定に基づき営業者がクリーニング所について構ずべき衛生上の措置等について定めているものであり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	☐ 無